

# 仕様書

## 1 業務名及び所在地

### (1) 業務名

手稲区総合庁舎環境衛生管理業務

### (2) 対象施設

手稲区役所・手稲区民センター・手稲保健センター

札幌市手稲区前田 1 条11丁目 1-10

## 2 履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで

## 3 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施すること。

本仕様書及び共通仕様書に記載されていない事項は、委託者と協議のうえ実施すること。

## 4 業務内容等

| 業 務                    | 測 定 等 周 期                                 | 内 容                             |
|------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|
| (1) 空気環境測定 注1          | 2 か月以内ごとに 1 回<br>(同一測定点を 1 日 2 回)         | 浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス、温度、相対湿度、気流の測定  |
| (2) 受水槽清掃 注2           | 1 年以内ごとに 1 回                              | 受水槽の点検、清掃及び清掃終了後の水質検査、残留塩素の測定   |
| (3) 貯湯槽清掃 注3           | 1 年以内ごとに 1 回                              | 貯湯槽の点検、清掃及び清掃終了後の水質検査、残留塩素の測定   |
| (4) 雑排水槽等清掃 注4         | 6 か月以内ごとに 1 回                             | 雑排水槽、阻集器（グリーストラップ等）、排水管等の点検及び清掃 |
| (5) ねずみ・こん虫等の調査及び防除 注5 | 【調査】 防除作業月を除く毎月 1 回<br>【防除】 6 か月以内ごとに 1 回 | ねずみ・こん虫等の調査及び防除                 |

|              |               |                             |
|--------------|---------------|-----------------------------|
| (6) 水質検査     | 別紙 1 ～ 3 のとおり | 飲料水及び給湯水に係る水質検査             |
| (7) 法定検査・報告等 | 1 年以内ごとに 1 回  | 簡易専用水道検査の実施、特定建築物維持管理報告書の提出 |

注 1) 測定点は 3 施設合わせて室内 14 ポイント及び外気 4 ポイント

(1) 室内

1 階：戸籍住民課、保健福祉課、区民センター事務室、区民ロビー中央、  
戸籍住民課・保健福祉課窓口中央

2 階：保護課、保険年金課、健康・子ども課、第 1 会議室前廊下、  
第 4 会議室前廊下

3 階：総務企画課、地域振興課、料理実習室前廊下、視聴覚室前廊下

(2) 外気

正面玄関付近、駐車場側出入口付近、保健センター正面玄関付近、保健センタ  
ー駐車場出入口付近

注 2) 受水槽（FRP製サンドイッチ型、パネル型 2 槽式） $42\text{m}^3$

（有効容量  $31\text{m}^3$  1 槽あたり  $15.5\text{m}^3$ ）

注 3) 貯湯槽（材質 SUS304 クラッド鋼板製） $3.5\text{m}^3$

注 4) 雑排水槽  $36\text{m}^3$ 、グリーストラップ  $0.16\text{m}^3$

区役所、区民センター：

洗面器・手洗い器、一般流し類、排水口等清掃口数 52 個

小便器、S K 流し等清掃口数 30 個

注 5) 防除対象面積：区役所  $4,822.58\text{m}^2$

区民センター  $3,112.22\text{m}^2$

保健センター  $1,545.01\text{m}^2$ （合計  $9,479.81\text{m}^2$ ）

## 5 業務の実施計画等

受託者は、業務の実施にあたり事前に実施計画書を作成して委託者の承認を得ること。

また、業務は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）（以下「法」という。）等の関係法令に基づき行うこととし、年度当初に建築物環境衛生管理技術者を選任し、建築物環境衛生管理技術者であることを証する免状等の写し及び経歴書を委託者に提出すること。

## 6 業務の実施方法

### (1) 空気環境測定

- ア 原則として各階の居室ごとに測定点を求めるが、建築物の用途、構造、空調の方式・系統等の諸条件を考慮して測定すること。
- イ 測定場所は、居室の中央において測定ワゴンを用いて床下75～150cmの高さで測定すること。

### (2) 受水槽清掃

- ア 水槽内排水後、水槽内設備機器の点検を行ったうえで、清掃を行うこと。
- イ 水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除したのち、水槽周辺の清掃を行うこと。
- ウ 水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上水槽内の消毒を行うこと。
- エ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等の消毒能力を有する消毒剤を用いること。
- オ 消毒作業は、槽内の全壁面、床及び天井の下面に対し、高圧洗浄機等を利用して噴霧により消毒薬を吹き付けるか、清潔な専用ブラシ等を利用して行うこと。また、消毒に用いた排水は完全に槽外に排除すること。
- カ 消毒終了後30分以上経過した後、水槽の水張りを行い、給水栓及び水槽における水について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。
- キ 作業は健康状態の良好な者が行い、作業衣、清掃器具は受水槽清掃専用のものを使用すること。また、作業は衛生的に行われるよう配慮すること。

### (3) 貯湯槽清掃

- ア 貯湯槽内排水後、貯湯槽内設備機器の点検を行ったうえで、清掃を行うこと。
- イ 点検の際に劣化が確認されたパッキン等の消耗品については、受託者の負担により交換すること。
- ウ 貯湯槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に排除したのち、貯湯槽周辺の清掃を行うこと。
- エ 貯湯槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上槽内の消毒を行うこと。
- オ 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等の消毒能力を有する消毒剤を用いること。
- カ 消毒作業は、槽内の全壁面、床及び天井の下面に対し、高圧洗浄機等を利用して噴霧により消毒薬を吹き付けるか、清潔な専用ブラシ等を利用して行うこと。また、消毒に用いた排水は完全に槽外に排除すること。
- キ 消毒終了後30分以上経過した後、貯湯槽の水張りを行い、給湯栓及び槽内における湯について、残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。

### (4) 雑排水槽等清掃

- ア 雑排水槽については、水槽内設備機器の点検を行ったうえで、槽内の汚水及び残留物質を確実に槽外に排除すること。また、流入管、排水ポンプ等に付着した物質

を除去すること。

イ 阻集器（グリーストラップ等）については、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。

ウ 排水管については、洗面器・手洗い器、各種流し類、小便器（大便器は除く）等からの薬剤による清掃を基本とする。

エ 取り除いた汚泥等については、水切りしたうえで、ポリ袋に入れ委託者へ引き渡すこと。

#### (5) ねずみ・こん虫等の調査及び防除

ア ねずみ・こん虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況の調査を行い、当該調査の結果に基づき建物全体についての効果的な作業計画を策定し、適切な駆除方法、薬剤の選定により防除作業を行うこと。

イ 薬剤等は薬事法等の規定に基づき使用及び管理を適切に行い、業務に従事する作業員、建物の使用者及び利用者の事故防止に努めること。

ウ 防除作業終了後、防除の効果を定期的（防除作業月を除く毎月）に調査し、薬剤を補充する。

#### (6) 水質検査

ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」第4条第1項第3号の規定に基づき、飲料水及び給湯水に係る水質検査を実施し、検査結果を委託者に書面で提出すること。

イ 1回目は別紙1及び別紙2の項目について検査を行うこと。

ウ 2回目は別紙3の項目について検査を行うこと。

#### (7) 法定検査・報告等

水道法の規定に基づく簡易専用水道検査を受けること。その際の検査料は受託者負担とする。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第11条第1項に基づく、特定建築物維持管理報告書を作成し、本市保健所が定める期限までに保健所へ提出するとともに、写しを委託者に提出すること。

なお、報告書作成にあたり必要な情報は委託者から提供する。

### 7 業務報告

受託者は、業務終了後、すみやかに業務報告書を提出すること。

### 8 守秘義務

受託者は、履行期間中のみならず、履行期間満了後であっても、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

業務従事者も同様であり、受託者は、業務従事者に対する指導・監督等の必要な措置

を講じなければならず、業務従事者が秘密を他人に漏らした場合の責任を負う。

## 9 安全の確保

業務の実施にあたっては、業務員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

## 10 環境負荷の低減

本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底などにより、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、極力札幌市グリーン購入ガイドライン指定品を使用すること。

## 11 発注担当

手稲区市民部総務企画課庶務係(011-681-2425)

札幌市手稲区前田 1 条11丁目 1 番10号 手稲区役所 3 階

## 省略不可項目及び金属等項目検査（８月に実施）

| No. | 項目番号 | 項 目           | 基 準 値       |
|-----|------|---------------|-------------|
| 1   | 一    | 一般細菌          | 100個／ml 以下  |
| 2   | 二    | 大腸菌           | 検出されないこと    |
| 3   | 六    | 鉛及びその化合物      | 0.01mg／ℓ 以下 |
| 4   | 九    | 亜硝酸態窒素        | 0.04mg／ℓ 以下 |
| 5   | 十一   | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg／ℓ 以下   |
| 6   | 三十二  | 亜鉛及びその化合物     | 1.0mg／ℓ 以下  |
| 7   | 三十四  | 鉄及びその化合物      | 0.3mg／ℓ 以下  |
| 8   | 三十五  | 銅及びその化合物      | 1.0mg／ℓ 以下  |
| 9   | 三十八  | 塩化物イオン        | 200mg／ℓ 以下  |
| 10  | 四十   | 蒸発残留物         | 500mg／ℓ 以下  |
| 11  | 四十六  | 有機物（TOC の量）   | 3mg／ℓ 以下    |
| 12  | 四十七  | pH 値          | 5.8以上8.6以下  |
| 13  | 四十八  | 味             | 異常でないこと     |
| 14  | 四十九  | 臭気            | 異常でないこと     |
| 15  | 五十   | 色度            | 5度以下        |
| 16  | 五十一  | 濁度            | 2度以下        |

注）項目番号は水質基準に関する省令の番号

## 消毒副生成物 1 2 項目検査（8 月に実施）

| No. | 項目番号 | 項 目             | 基 準 値           |
|-----|------|-----------------|-----------------|
| 1   | 十    | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/ℓ 以下     |
| 2   | 二十一  | 塩素酸             | 0.6 m g / ℓ 以下  |
| 3   | 二十二  | クロロ酢酸           | 0.02 m g / ℓ 以下 |
| 4   | 二十三  | クロロホルム          | 0.06 m g / ℓ 以下 |
| 5   | 二十四  | ジクロロ酢酸          | 0.03 m g / ℓ 以下 |
| 6   | 二十五  | ジブロモクロロメタン      | 0.1 m g / ℓ 以下  |
| 7   | 二十六  | 臭素酸             | 0.01 m g / ℓ 以下 |
| 8   | 二十七  | 総トリハロメタン        | 0.1 m g / ℓ 以下  |
| 9   | 二十八  | トリクロロ酢酸         | 0.03 m g / ℓ 以下 |
| 10  | 二十九  | ブロモジクロロメタン      | 0.03 m g / ℓ 以下 |
| 11  | 三十   | ブロモホルム          | 0.09 m g / ℓ 以下 |
| 12  | 三十一  | ホルムアルデヒド        | 0.08 m g / ℓ 以下 |

注) 項目番号は水質基準に関する省令の番号

## 省略不可項目検査（２月に実施）

| No. | 項目番号 | 項 目           | 基 準 値         |
|-----|------|---------------|---------------|
| 1   | 一    | 一般細菌          | 100個／ml 以下    |
| 2   | 二    | 大腸菌           | 検出されないこと      |
| 3   | 九    | 亜硝酸態窒素        | 0.04mg／ℓ 以下   |
| 4   | 十一   | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg／ℓ 以下     |
| 5   | 三十八  | 塩化物イオン        | 200mg／ℓ 以下    |
| 6   | 四十六  | 有機物（TOC の量）   | 3mg／ℓ 以下      |
| 7   | 四十七  | pH 値          | 5.8 以上 8.6 以下 |
| 8   | 四十八  | 味             | 異常でないこと       |
| 9   | 四十九  | 臭気            | 異常でないこと       |
| 10  | 五十   | 色度            | 5 度以下         |
| 11  | 五十一  | 濁度            | 2 度以下         |

注) 項目番号は水質基準に関する省令の番号